札幌市告示第4100号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年10月29日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒062－0935　札幌市豊平区平岸５条15丁目１－６　札幌市博物館活動センター
札幌市市民文化局文化部文化振興課博物館担当係
TEL：011－374－5002　E-mail：museum@city.sapporo.jp

2　入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和８年度博物館活動センター構内除雪業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和８年（2026年）12月１日から令和９年（2027年）３月31日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなれている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。

(6) 入札日から過去5年間に官公庁との契約に基づき、除雪業務を受託した実績を有する者であること。

４　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。なお、入札説明書等は札幌市公式ホームページ（URLは以下を参照）からダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/museum/smac_josetsu2026.html

(2) 入札書の提出期限

令和８年（2026年）11月７日（土）午後５時00分（必着）

(3) 入札書の提出場所

ア　郵送の場合

１に同じ。

イ　持参の場合（火曜日から土曜日に限る。）

１に同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア　入札書（様式１）は１通のみ作成し、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。また、入札書の日付は作成日とすること。

イ　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号。ウにおいて以下同じ。）及び「令和８年11月10日（火）午前９時30分開札「令和８年度博物館活動センター構内除雪業務」入札書在中」の旨を記載し、上記４(3)イに従い提出すること。

ウ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、４(4)イで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に入札者の氏名及び「令和８年11月10日（火）午前９時30分開札「令和８年度博物館活動センター構内除雪業務」の入札書関係書類在中」の旨を記載のうえ、上記４(3)アに従い提出すること。

エ　入札書の作成権限を委任する場合は、委任状（様式２）を作成し提出すること。その際、委任状は入札書と同封しないこと。また、委任状の日付は入札書の日付より前の日又は同日とすること。

オ　入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

５　開札の日時及び場所

令和８年（2026年）11月10日（火）午前９時30分

札幌市博物館活動センター　２階実習室３

（札幌市豊平区平岸５条15丁目１－６）

６　入札手続等

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合は、落札決定を取り消すとと

もに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札

イ　４-(2)の入札書提出期限日以後、落札者の決定までの間に３の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(4) 契約書作成の要否　　要

(5) 最低制限価格の設定　　無

(6) 落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

６-(6)－イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、６-(6)－イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。